

## 1. 業種のくくり方に関する審議会等の考え方

※カッコ内は資料「令和7年版最低賃金決定要覧」の記載頁

### (1) 昭和56年7月29日中央最低賃金審議会答申（p209）

現行の大きくくりの産業別最低賃金は、最低賃金の効率的拡大を図るという役割を果たしてきたが、地域のすべての労働者に適用される最低賃金である地域別最低賃金が定着し、低賃金労働者の労働条件の向上に実行をもつようになってきた現在においては、産業別最低賃金のこうした経過措置的な役割・機能の見直しを行うことが必要である。

今後、産業別最低賃金は、最低賃金法第11条の規定に基づくもののほか、次のいずれかの基準※を満たす小さくくりの産業であって、同法第16条の4に規定に基づき、関係労使の申出があったものに設定するものとする。（p209）

※「同種の基幹的労働者数の相当数について、最低賃金に関する労働協約が適用されている産業」又は「事業の公正競争の確保の観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定する必要がある産業」

### (2) 昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申（p212）

（小さくくりの産業の範囲について）原則として日本標準産業分類の小分類、又は必要に応じ細分類によるものとする。

ただし、同種の基幹的労働者をそれぞれ含む二以上の産業を併せて一の産業別最低賃金を設定することができるものとする。

### (3) 平成10年12月10日中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告（p225）

産業構造の変化に的確に対応するため、必要に応じ、適用除外業務及び業種のくくり方について見直しを行うこと

### (4) 平成14年12月6日中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告（p230）

産業別最低賃金における「相当数の労働者」の範囲についても、原則として1,000人程度とし、地域、産業の実情を踏まえ、1,000人程度を下回ったものについては、申出を受けて、地方最低賃金審議会において、廃止等について調査審議を行うこととする。

### (5) 平成18年12月27日労働政策審議会答申及び労働条件分科会最低賃金部会報告（p234）

産業別最低賃金の運用については、これまでの中央最低賃金審議会の答申及び全員協議会報告を踏襲するものとする

## 2. 本県の「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」特定最低賃金に含まれる業種一覧

### 中分類28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

2811 電子管製造業

2812 光電変換素子製造業

2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）

2814 集積回路製造業

2815 液晶パネル・フラットパネル製造業

2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業

2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業

2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業

2831 半導体メモリメディア製造業

2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業  
2841 電子回路基板製造業  
2842 電子回路実装基板製造業  
2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業  
2859 その他のユニット部品製造業  
2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

中分類 29 電気機械器具製造業

2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業  
2912 変圧器類製造業（電子機器用を除く）  
2913 電力開閉装置製造業  
2914 配電盤・電力制御装置製造業  
2915 配線器具・配線附属品製造業  
2921 電気溶接機製造業  
2922 内燃機関電装品製造業  
2923 電気炉・電熱装置製造業  
2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）  
2931 ちゅう房機器製造業  
2932 空調・住宅関連機器製造業  
2933 衣料衛生関連機器製造業  
2939 その他の民生用電気機械器具製造業  
2942 電気照明器具製造業  
2951 蓄電池製造業  
2952 一次電池（乾電池、湿電池）製造業  
2961 X線装置製造業  
2962 医療用電子応用装置製造業  
2969 その他の電子応用装置製造業  
2999 その他の電気機械器具製造業

中分類 30 情報通信機械器具製造業

3011 有線通信機械器具製造業  
3012 スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業  
3013 無線通信機械器具製造業  
3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業  
3015 交通信号保安装置製造業  
3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業  
3021 ビデオ機器製造業  
3022 デジタルカメラ製造業  
3023 電気音響機械器具製造業  
3031 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）  
3032 パーソナルコンピュータ製造業  
3033 外部記憶装置製造業  
3034 印刷装置製造業

3035 表示装置製造業

3039 その他の附属装置製造業

参考 本県の「自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業」特定最低賃金に含まれる業種一覧

中分類 591 自動車小売業

5911 自動車（新車）小売業

5913 自動車部分品・附属品小売業

参考 本県の「各種商品小売業」特定最低賃金に含まれる業種一覧

中分類 56 各種商品小売業

この中分類には、衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所が分類される。この事業所は、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないものであって、百貨店、デパートメントストアなどと呼ばれるものにその例が多い。⇒食料品や住関連商品、医薬品など主に取扱う商品が明らかな事業所は該当しない

5600 主として管理事務を行う本社等

5608 自家用倉庫

5609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

5611 百貨店

5621 総合スーパーマーケット

5631 コンビニエンスストア

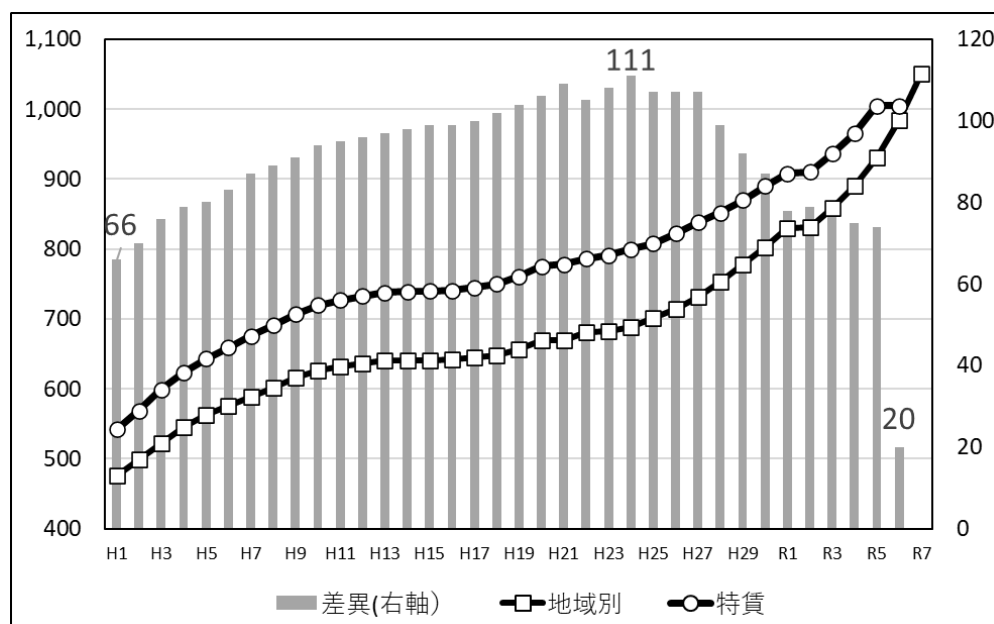
5641 ドラッグストア

5651 ホームセンター

5661 均一価格店

5699 その他の各種商品小売業

### 3. 本県における地域別最賃と「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の特定最賃の金額推移



4. 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」における労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の割合

|                   | 適用労働者数/申出人数                |
|-------------------|----------------------------|
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 3,911 人/ 10,187 人 = 38.39% |
| 電気機械器具製造業         | 2,637 人/ 5,776 人 = 45.65%  |
| 情報通信機械器具製造業       | 156 人/ 1,080 人 = 14.44%    |
| 合計                | 6,704 人/ 17,043 人 = 39.33% |